



広報 あんなか

4/1
vol.193
2022(令和4年)

第 1 歩

18歳から

オトナ
成人に

社会へ

踏み出す



976人が 新しく成人に

(3月1日現在)

18歳 507人 19歳 469人

社会へ

踏み

出す

第一歩



18歳から成人に

オトナ

民法改正により、令和4年(2022年)4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられます。18歳、19歳に達している人はその日から新「成人」です。成人になると、「オトナ」として、社会と関わっていきます。成年年齢が引き下げられることによる影響や、気をつけてほしいことなどをお知らせします。

「成人」って？

一般的な基準として、民法が定める「成年」の年齢に達している人をいいます。一方、成年年齢に達していない人は「未成年者」です。

成年年齢に達した人は、法律上は父母の親権に従わなくてもよいので、親の同意がなくても、さまざまなことが可能になります。

なんで18歳？

若者の自己決定権を尊重し、積極的な社会参加を促すことが目的です。世界的にも18歳を成年年齢とすることが主流になっています。

なお、平成28年6月から公職選挙法の選挙権年齢や憲法改正国民投票の投票権年齢は18歳に引き下げられています。

18歳になったら…どうなる！？

できること

- 親の同意がなくても契約ができる
 - ・携帯電話の契約
 - ・ローンを組む
 - ・クレジットカードをつくる
 - ・ひとり暮らしの部屋を借りる など
- 10年有効のパスポート取得
- 国家資格(公認会計士や司法書士など)の取得
- 結婚年齢が男女とも18歳
- 選挙に行って投票できる など

できないこと

(これまでと変わらないこと)

- 飲酒や喫煙
- 公営ギャンブル(競馬、競輪など)
- 大型、中型自動車免許の取得
- 国民年金の被保険者資格 など
(国民年金保険料の納付義務が発生するの
20歳になってから)

成人式は…

市では令和4年度以降の成人式について、これまでどおり20歳を対象年齢とします。

なお、令和4年度(令和5年1月)開催の式典から名称を「あんなかし はたち つど安中市二十歳の集い」に変更します。

LINEで聞きました

どう思う？成年年齢の引き下げ

市公式LINEで、成年年齢引き下げに関するアンケートを全世代を対象に実施しました。さまざまな意見がありましたので、紹介します。

実施期間

2月18日(金)～27日(日)

回答人数

男性：80人 女性：120人

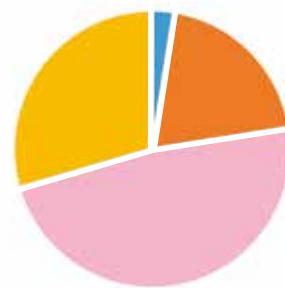
こう思ってます！成年年齢の引き下げ

これから成人になる皆さん

★18歳でも親の承諾なくできることが多くなり、大人の仲間入りできるのはとても嬉しいけど、20歳という節目で成人迎える方が嬉しさとワクワク感が倍増すると思う。

★18歳が成人扱いになるのはあまり実感が湧かないが、クレジットカードや家を買う契約を18歳でできるので危険な目に遭わないために学校などでより詳しい知識を身に付ける必要があると思う。

年齢別回答数



■ 20歳未満 ■ 20～39歳 ■ 40～59歳 ■ 60歳以上

成人の皆さん

★世界的に、18歳を成人としている国が多いようなので、良いと思います。本人たちが、自覚できるように教育していくことが必要だと思います。

★お金に関わる事でトラブルが増えそうで心配

★若者の権利や権限などが与えられることは、いいことだと思う。

反面、個人の状況にもよるが、社会を十分に知らないうちに、責任を負うことになることは心配でもある。20歳だとしても同様かも知れないが。

特別に…。

狙われています！

…のはずが。

…だったのに。

こんなトラブルに注意しましょう

みんなやってる…。

18歳になると、親の同意なしに自分自身の判断のみで契約を結んだり、ローンを組むことが可能になる反面、気をつけないとトラブルになってしまう場合があります。うまい話やもうけ話にはだまされないよう十分注意しましょう。

18歳・19歳に気をつけてほしい消費者トラブル

1. 副業・情報商材やマルチなどの“もうけ話”トラブル
2. エステや美容医療などの“美容関連”トラブル
3. 健康食品や化粧品などの“定期購入”トラブル
4. 誇大な広告や知り合った相手からの勧誘など“SNSきっかけ”トラブル
5. 出会い系サイトやマッチングアプリの“出会い系”トラブル
6. デート商法などの“異性・恋愛関係”トラブル
7. 就活商法やオーディション商法などの“仕事関連”トラブル
8. 賃貸住宅や電力の契約など“新生活関連”トラブル
9. 消費者金融からの借り入れやクレジットカードなどの“借金・クレカ”トラブル
10. スマホやネット回線などの“通信契約”トラブル



(出典：国民生活センター)

困ったら、市消費生活センターに相談

安中市消費生活センターでは、契約や買い物などで困ったことなどの相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。(☎382-2228)

4月1日から

「安中市犯罪被害者等支援条例」を

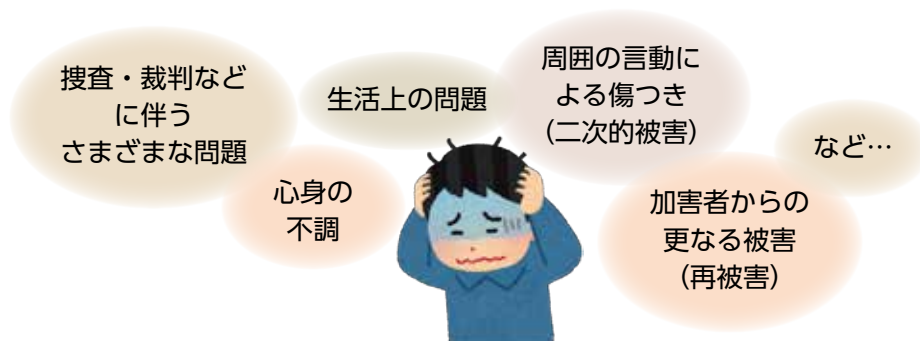
施行します

市は、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添う社会を目指して「安中市犯罪被害者等支援条例」および「安中市犯罪被害者等見舞金支給要綱」の運用を開始します。

誰もが、ある日突然犯罪被害者やその家族・遺族になるかもしれません。犯罪被害者等は、犯罪などによる直接的な被害に加え、周囲の無理解や配慮に欠けた対応などによる間接的な被害にも苦しめられる場合があります。

このため、市では犯罪被害者等が元の平穏な生活を取り戻せるよう、地域の実情に応じた支援を総合的に推進することを目的として、「安中市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

犯罪被害者等が直面するさまざまな問題



条例に基づく支援の一部

相談及び情報の提供等(第7条)

市民相談室に総合相談窓口を設置しました。総合的な支援体制を整備し、犯罪被害者等からの相談や、必要な情報の提供を行います。

経済的な支援(第9条)

被害者が重傷病を負った場合は「重傷病見舞金」を支給します。また、被害者が亡くなった場合は、遺族に対して「遺族見舞金」を支給します。
(被害者・遺族ともに被害当時安中市民であった場合)

居住の安定のための施策(第11条)

犯罪等・二次的被害・再被害により従前の住宅に居住することが困難となった場合、一時的に住居の提供をします。

広報及び啓発(第14条)

犯罪被害者等が地域社会から孤立しないように、また、支援の必要性などについて市民や事業者等に理解を深めていただくために、広報活動や啓発活動を行います。

犯罪被害者等の支援を実効的なものにするためには
市民の皆さんの協力が不可欠です。

ご理解・ご協力をお願いします



安中市
マスコットキャラクター
ごうめちゃん



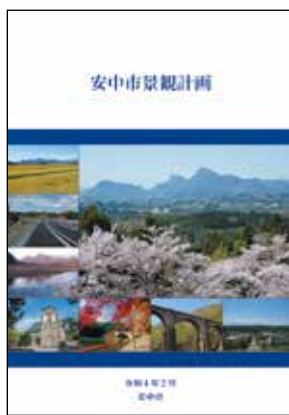
犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョットちゃん」

〔 〕 困都市整備課計画係（☎内線1212）

魅力ある景観まちづくりを 進めていきます

景観法に基づく

「安中市景観計画」を策定しました



景観計画に基づく届出などの

手続について説明会を開催します

10月1日から景観計画、景観条例などについて施行・運用を開始する予定です。そこで、景観計画の施行・運用に向けて、景観行政に関係する事業に携わる皆さんを対象に、届出などの手続に関する説明会を開催します。参加を希望する人は、申込用紙を窓口に参加、もしくは電話、メールにてお申し込みください。

日時▼4月20日(水)午後2時～

場所▼〔 〕305会議室

内容▼景観計画に基づく届出などの手続に関すること

対象者▼景観行政に関係する事業に携わる事業者・市民

申込期限▼4月18日(月)

※申込用紙は市ホームページからダウンロードできます

申込み・問合せ▼

〔 〕 困都市整備課計画係

(☎内線1212)

E-mail: toshi@city.annaka.lg.jp



冊子は〔 〕困都市整備課のほか、安中市図書館・松井田図書館で閲覧することができます。また、市ホームページで公開しています。

※9月30日までは、群馬県景観条例に基づく届出が必要になる場合があります

〔 〕 環境政策課廃棄物対策係（☎内線1881）

資源ごみのリサイクルに ご協力ください

令和元年度の群馬県のごみのリサイクル率の平均は14・7%と全国平均の19・6%を下回っている中で、安中市は11・0%とさらに下回っています。

リサイクル率の向上のためには、資源として再利用できるものをきちんと分別し、捨てるのが大切です。

ごみを減量していくために、リサイクルを通して、資源の有効活用にご協力をお願いします。

○不燃物の日にごみステーションで回収するごみの中には、分別すればリサイクルできる「飲料缶」「びん」が多

く含まれています。1人1人が気を付けて分別するだけでごみの減量につながります。

○小型家電(横30cm×縦15cmの投入口に投入できる大きさの家電)は〔 〕、〔 〕など市内5か所に設置してある小型家電ボックスに入れることでリサイクルできます。

※ごみの分別、拠点回収については、3月中旬に配布した「ごみ収集日程表」を確認してください

飲料缶

飲料用の缶のみ(アルミ、スチール)



- 中身をすべて出して、中をすすいでください。
- アルミ缶とスチール缶はまとめて出せます。
- ※飲料用以外の缶(缶詰、一斗缶)などは「不燃物」で出してください

びん

飲料用、食料用、調味料、化粧品、飲み薬などのびん



- 中身をすべて出して、中をすすいでください。
- ふたは必ずはずしてください。
- リターナブル瓶(ビール瓶、牛乳瓶など)は、できるだけ販売店へ戻しましょう。
- ※ガラス製品、薬品(農薬、劇薬)のびんは「不燃物」で出してください

困健康づくり課予防係（☎内線1172）

50歳以上の人を対象とした

胃内視鏡検査のご案内

50歳以上の人は、市の胃がん検診で胃内視鏡検査を受けることができます。受診を希望する人は、内容を確認のうえお申し込みください。

対象者▼

- 50歳以上（令和5年3月31日時点）で、次の項目に該当しない人が対象です（該当する人は検査できません）。
 - ①消化性潰瘍などの胃の病気で治療中または経過観察中の人（ピロリ菌除菌中の人を含む）
 - ②胃の不快感など自覚症状のある人
 - ③胃をすべてとる手術を受けた人
 - ④病気の種類にかかわらず入院中の人

※①～④に該当しない場合でも、検診時において医師の判断により検査ができない場合もあります

検査実施期間▼

6月1日（水）～令和5年1月31日（火）

検診機関▼下表のとおり

指定医療機関以外では受診できません
検査内容▼経口または経鼻内視鏡検査
定員▼先着600人

（定員になり次第受付を終了します）

※申込みをした人には5月下旬に通知（受診券など）を郵送します

自己負担額▼

3,000円（生活保護受給者は免除）
申込み▼

電話で、困健康づくり課（☎内線1172）までお申し込みください。

受付日時▼

4月21日（木）午前8時30分～

注意事項▼

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、検診時期や内容を変更する場合があります。ご了承ください。
- 胃内視鏡検査の受診は2年に1回です。

※昨年度、胃内視鏡検査を受診した人は、今年度の胃内視鏡検査を受診できませんが、胃X線検査（バリウム）は受診できます

●今年度、胃内視鏡検査を受診した場合、来年度の胃内視鏡検査は受診できません。

●今年度、胃内視鏡検査に申込み、受診した人は、胃X線検査（バリウム）は

受診できません。
 ●今年度、国保・高齢者人間ドックに申込みをした人は、受診できません。
 ●胃内視鏡検査に申込み、受診券・受診シールを紛失した人は、検診を受け

ることができません。困健康づくり課へご連絡ください。

令和4年度胃内視鏡検査実施医療機関

医療機関名	住所	電話番号
いわい中央クリニック	岩井2465-1	☎381-2201
くろさわ医院	松井田町松井田903-1	☎393-5311
公立碓氷病院	原市1-9-1	☎385-8221
櫻井内科医院	郷原130-5	☎385-8551
正田病院	安中1-16-32	☎395-5566
須藤病院	安中3532-5	☎382-3131
田口医院	松井田町松井田372	☎393-1731
藤巻医院	松井田町松井田556	☎393-1324
本多病院	鷺宮205-1	☎382-1255
松井田病院	松井田町新堀1300-1	☎393-1301
みやぐち医院	原市3875	☎384-1126

（50音順）



国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者の皆さんへ

日帰り人間ドック助成のご案内

1年に1度は健康チェックを

〔国保年金課国保係（☎内線1113）〕
〔松住民福祉課税務係（☎内線2160）〕

安中市国民健康保険の被保険者および市内に住所を有する後期高齢者医療制度の被保険者を対象に「日帰り人間ドック」の検診費助成を実施します。希望する人は市役所窓口もしくは電子申請でお申し込みください。

なお、この人間ドックを受診すると、特定健康診査（後期高齢者健康診査）を受診したことになります。40歳以上75歳未満の人で内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に該当すると判定された人には、後日、特定保健指導利用券と利用案内を送付しますので、特定保健指導を必ず受けてください。

対象者▼

①国民健康保険人間ドック

昭和62年3月31日以前に生まれ、令和4年4月1日現在、安中市国民健康保険加入者で、国民健康保険税を完納している世帯の人（1世帯2人まで）

②高齢者人間ドック

令和4年4月1日現在、市内に住所を有する群馬県後期高齢者医療制度加入

者で、後期高齢者医療保険料を完納している人

受付期間・場所▼

○4月14日（木）午前10時～午後6時

〔本保健センター1階・松住民福祉課窓口〕

□

○4月15日（金）～28日（木）午前8時30分～午後5時15分（土日除く）

〔国保年金課窓口・松住民福祉課窓口〕

○4月14日（木）午前10時～28日（木）午後5時15分

ぐんま電子申請受付システム（下記2次元コードから申請できます）

※混雑緩和のため、電子申請をご利用ください

※先着順ではありません

※受付期間を過ぎると申込みができませんのでご注意ください

受付時に持参するもの▼

受診する人の保険証

検診費助成金▼23,600円

（眼底検査実施時24,810円）

※検診費は38,200円（眼底検査実施時39,432円）です。助成金

との差額が自己負担額です

※50歳以上の男性は、人間ドック負担金と別に510円（70歳以上は無料）を負担すると前立腺がん検診が同時に受けられます

※追加分は全額自己負担となります

が、各種オプション検査（視力検査・聴力検査・CA19-9（膵臓がんマーカー）検査ほか）などが可能な場合があります。詳細は下表の医療機関にお問い合わせください

受診期間▼6月～12月

※休診日は各医療機関にお問い合わせください

検診機関▼下表のとおり

注意事項▼

検診費助成が決定した人が検診日当日までに市外に転出した場合、または安中市国民健康保険、群馬県後期高齢者医療制度の資格を喪失した場合は受診できません。資格喪失後に受診した場合、検診費助成金は返還していただきます。

安中市国民健康保険特定健康診査または後期高齢者健康診査との重複受診はできません。重複受診した場合、受診費用は全額負担していただきます。

令和4年度 人間ドック実施医療機関

医療機関名	住 所	電話番号
有坂内科医院	安中1-29-1	☎381-0485
いわい中央クリニック	岩井2465-1	☎381-2201
公立碓氷病院	原市1-9-10	☎385-8221
櫻井内科医院	郷原130-5	☎385-8551
正田病院	安中1-16-32	☎395-5566 (検診受付窓口)
須藤病院	安中3532-5	☎382-3131
田口医院	松井田町松井田372	☎393-1731
藤巻医院	松井田町松井田556	☎393-1324
本多病院	鷲宮205-1	☎382-1255
松井田病院	松井田町新堀1300-1	☎393-1301
みやぐち医院	原市3875	☎384-1126

(50音順)

混雑緩和のため、電子申請をご利用ください
ぐんま電子申請受付システムを利用した申請方法です。下記の2次元コードを読み取り、申請をしてください。



児童に関する手当

困子ども課子ども育成係（☎内線1161）
 困福祉課障害福祉係（☎内線1159）
 困住民福祉課福祉子ども係（☎内線2153）

福祉に関する手当の「ご案内」

児童手当

15歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童を養育している人に支給されます。（日本国内に居住する場合）

○支給額（月額）

0歳から3歳未満

15,000円（一律）

3歳以上小学校修了前

10,000円

（第3子以降は15,000円）

中学生 10,000円（一律）

特例給付（所得制限限度額以上）

5,000円（一律）

※公務員の人は勤務先で手続きをしてください

※受給者が公務員になったとき、公務員でなくなったときは、市と勤務先への届出が必要です

※児童手当法の一部改正により、所得制限上限額が設けられ、児童を養育する主たる生計維持者の所得が所得制限上限額以上の場合、令和4年6月分（令和4年10月支給分）から特例給付が支給されなくなります。また、毎年6月に届出義務のある現況届について、一部の人を除き、届出が不要となります

児童扶養手当

児童（18歳到達年度の末日（一定基準以上の障害のある場合は20歳未満）まで）を監護する母、児童を監護し生計を同じくする父、父母に代わって児童を養育している人に支給されます。手当の対象となる児童は、ひとり親もしくはひとり親に相当する状態にある児童（父母が離婚している・父または母が一定基準以上の障害の状態にある児童など）です。

○支給額 令和4年4月～（月額）

全部支給の場合

第1子 43,070円

第2子 10,170円

第3子 6,100円

一部支給の場合

所得に応じて手当額が決まります。

※受給資格者、扶養義務者の所得が限度額以上の場合、その年度の手当について一部または全部が支給されません

※受給資格要件や所得制限限度額など、詳しくはお問い合わせください

※手当を受給している人は8月に現況届を提出する必要があります

特別児童扶養手当

心身に障害のある20歳未満の児童を監護している父もしくは母（どちらか所得の高い方が受給者となる）、または父母に代わって児童を養育している人に手当が支給されます。

○支給額 令和4年4月～（月額）

1級：52,400円

2級：34,900円

※児童が児童福祉施設などに入所している場合や障害を事由とする年金を受給できる場合は、手当が支給されません

※受給資格者や配偶者、扶養義務者などの所得に応じて、その年度の手当の全部が支給されません

※受給資格要件、障害の程度、所得制限限度額など詳しくはお問い合わせください

※手当を受給している人は、8月に所得状況届を提出する必要があります

手当の支給は原則として申請の翌月分から開始します

なお、受給中に次の事由が生じたときは手続きが必要です。

- ・住所や氏名に変更があったとき
- ・対象児童が増えたとき、減ったとき
- ・受給資格がなくなったとき など
- ※手続きが遅れると手当が受給できない月が生じたり、受給した手当を返還してもらったことがありますのでご注意ください

※各手当に関する詳細は、市ホームページをご覧ください



障害児福祉手当

対象児…在宅で重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の人。ただし、障害を支給事由とする給付を受けている人や社会福祉施設などへ入所中の人は除きます。

支給額 令和4年4月～（月額）

14,850円

特別障害者手当

対象者…在宅で著しく重度の障害があり、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳以上の人。ただし、社会福祉施設などへ入所中や病院に3か月以上入院している人は除きます。

支給額 令和4年4月～（月額）

27,300円

※障害児福祉手当は、特別児童扶養手当と併せて受給できます

※受給資格者や配偶者、扶養義務者などの前年の所得に応じて、手当の全額が停止されることがあります

※受給されている人は、毎年8月に所得状況届を提出する必要があります

※受給資格要件、障害の程度、所得制限限度額など詳しくは問合せください

受給中に次の事由が生じたときは手続きが必要です。

- ・病院・老人保健福祉施設・障害者支援施設・特別養護老人ホームなどへ入院または入所したとき
- ・受給者が、死亡または転出したとき
- ・症状が回復し、受給程度に該当しなくなったとき

※各手当に関する詳細は、市ホームページをご覧ください



野生動物による被害を防ぐ

農林課鳥獣対策係（☎内線2618）

イノシシの生息数が大幅に減少 イノシシが減少した今こそ、やるべきこと

しっかりと柵を張る(再び、畑をエサ場と学習させない)

イノシシはいなくなった訳ではありません。

今年の春、被害にあえば、来年も再来年も被害にあうことが予想されます。

畑に設置する柵の購入費を補助する制度があります

○対象者

- ・市内の農地を所有、または借りて耕作している人（貸借については農業委員会に届け賃貸借契約を結んでいること）

- ・過去7年以内に同制度による補助を受けていない土地
- ・原則、受益者が2戸以上で申請

○補助金額

- ・資材購入費の半額
- （補助額上限は125,000円、100円未満切り捨て）

鳥獣を捕獲したいとき

○小動物(アライグマ・ハクビシンなど)

狩猟免許を持たない人でも、市へ申請することで捕獲が許可されます。

（所有する建物の被害防止が目的で、小型檻を用いた捕獲に限る）

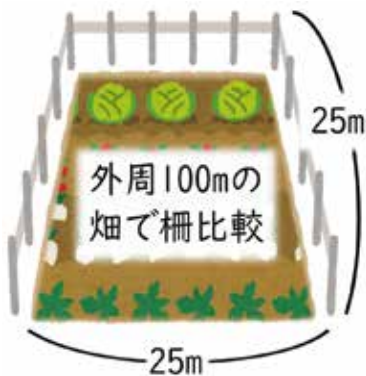
○イノシシ、シカ

狩猟免許所持者は、市へ申請することで猟期外も捕獲が許可されます。

（所有地の被害防止が目的で、捕獲檻を用いた捕獲に限る）



オススメの防除柵(イノシシ用)



種類	費用	設置労力	管理	効果	備考
金網柵	100,000円 (1mあたり1,000円)	○	○	○	ワイヤーメッシュとハウスパイプで作製
トタン柵	125,000円 (1mあたり1,250円)	△	◎	◎	作物を見せないことで侵入意欲を削ぐ
電気柵	30,000円～ 100,000円	◎	×	△	適切に管理しなければ効果がない

◎：とても優れている ○：優れている △：劣っている ×：とても劣っている

単位：頭

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
イノシシ	563	1,001	286	267
アライグマ	197	204	219	149
ハクビシン	141	123	170	114
ニホンジカ	65	90	120	129
ニホンザル	28	29	11	12

※令和3年度は、令和3年4月1日～令和4年1月31日の値



有害鳥獣捕獲隊の実績

市は、有害鳥獣の適切な捕獲を行っています（群馬県鳥獣保護管理事業計画に基づく）。

そのため、捕獲用のワナを皆さんの所有地に設置のお願いをする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

有害鳥獣捕獲隊の皆さんにより、主に左表の動物を捕獲しました。

☎ 建築住宅課指導係 (☎内線 1255・1256・1257)

道路沿いの危険なブロック塀などの 撤去費用の一部を補助します

安中市危険ブロック塀等撤去費補助金のご案内

道路沿いの危険なブロック塀などを市内の業者に依頼して撤去する費用の一部を補助する事業を実施します。

この事業は、その目的を早期に達成するため事業の実施期間を令和3年度から5年度までの3年間に限定して集中的に実施する計画で、今年度はその2年目になります。この機会に、ご自身が所有するブロック塀などの自己点検を再度、実施してください。

詳細については、窓口などで相談してください。また、市ホームページに詳細を掲載しています。



補助対象者▼

- ・危険ブロック塀などの所有者(相続人を含む)

- ・市税などを滞納していない人

補助対象のブロック塀など▼

- ・次のいずれにも該当するブロック塀など
- ・個人が所有するもの(法人が所有する場合は対象外)

- ・補強コンクリートブロック造、石造、れんが造、その他の組積造による塀および門柱(下部に設置された基礎を含む)
- ・道路に沿って設置されているもの

- ・道路から上端までの高さが0.8m以上のもの

- ・擁壁などの上に築造されている場合は、当該擁壁などを含む高さ)

- ・道路からの距離が、ブロック塀などの高さ以内に設置されているもの

- ・「ブロック塀の点検のチェックポイント」の点検の項目で不適合があるもの(下記参照)

- ・公共事業などの補償の対象ではないもの

- ・市他の制度による補助金の交付の対象ではないもの

- ・交付申請の時点で現に存在しているもの

- ・※交付申請の時点で着工または完了している工事は対象外です

補助対象工事(対象となる工事)▼

- ・次のいずれにも該当する工事

- ・道路に沿った危険ブロック塀などを撤去する工事

- ・市内業者に発注して実施する工事

- ※市内業者とは、市内に本店または支店の事業所を有する法人または市内に住所を有する個人事業者となります

- ・令和5年3月31日(金)までに撤去工事

を完了して完了報告ができるもの
補助金額▼

- ・補助対象経費の1/2(1,000円未満切り捨て)

- ・限度額 次の①または②のうち低い額
- ①5万円

- ②危険ブロック塀などを撤去する長さの合計に1mあたり1万円を乗じた額

- 募集件数▼50件
(1件あたり補助金が5万円の場合)

補助金交付までの手順

撤去工事着手前に

交付申請をしてください

①交付申請

交付申請受付開始日：4月1日(金)

- 申請書類配布場所：☎建築住宅課 ☒土木課工務2係

- 時間：午前8時30分～午後5時15分
(土日・祝日、年末年始を除く)

- 申請受付場所：☎建築住宅課

- ※申請の受付は、☎のみ
時間：午前8時30分～午後5時15分
(土日・祝日、年末年始を除く)

- ・申請の際は、交付申請書に所定の書類を添えて申請をしてください

- ※交付決定後、撤去工事に着手してください

②完了報告

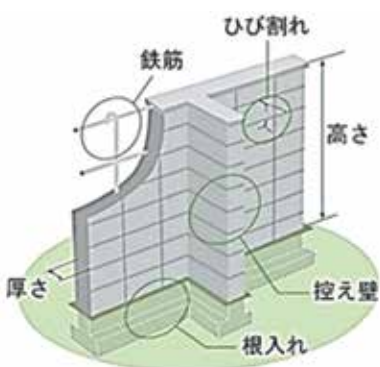
- 工事完了報告提出期限：令和5年3月31日(金)

受付場所：☎建築住宅課

- ・補助対象工事の完了後、完了報告書に所定の書類を添えて報告してください
- ・書類審査後、補助金を交付します

ブロック塀の点検のチェックポイント

(建築物の既設の塀の安全点検について(平成30年6月21日付け国住指第1130号)より抜粋)



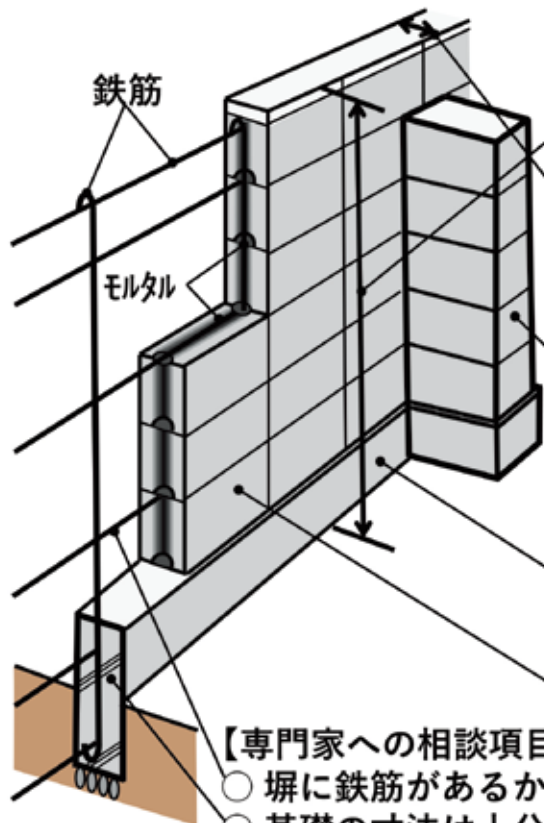
外観	1	塀の高さは地盤から2.2m以下か。
	2	塀の厚さは10cm以上か。 (塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
	3	塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。 (※塀の高さが1.2m超の場合)
	4	コンクリートの基礎があるか。
	5	塀に傾き、ひび割れはないか。
内部	6	塀に直径9mm以上の鉄筋が縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、鉄筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
	7	基礎の根入れ深さは30cm以上か。(※塀の高さが1.2m超の場合)

ご自身が所有するブロック塀などの自己点検を実施しましょう。自己点検の結果、1つでも「不適合」がある場合や不明な点がある場合は専門家へ相談してください。

不適合な状態のブロック塀などは、撤去により危険な状態を早期に解消できる場合があります。道路沿いのブロック塀を撤去する場合は補助金の利用をぜひご検討ください。

ブロック塀の自己点検の方法

[適合・ 不適合]
に☑してください。



<自己点検 5項目>

- ① 塀の高さが2.2m以下か？
[適合・ 不適合]
- ② 塀の厚さは10cm以上か？
(塀の高さが2m超の場合は15cm以上)
[適合・ 不適合]
- ③ 塀の高さが1.2m超の場合、
このような控え壁があり、その間隔が
3.4m以内か？
[適合・ 不適合]
- ④ コンクリートの基礎があるか？
[適合・ 不適合]
- ⑤ 傾き、ひび割れ、ぐらつきがないか？
[適合・ 不適合]

【専門家への相談項目】

- 塀に鉄筋があるか？
- 基礎の寸法は十分か？

↓ 自己点検結果

一つでも「不適合」がある場合や分からないことがある場合、
専門家に相談しましょう！

石塀の自己点検の方法

↑ 自己点検結果

<自己点検 5項目>

- ① 塀の高さが1.2m以下か？ [適合・ 不適合]
- ② 塀の厚さが塀の高さの1/10以上か？ [適合・ 不適合]
- ③ 控え壁が4m以内ごとにあるか？ [適合・ 不適合]
- ④ コンクリートの基礎があるか？ [適合・ 不適合]
- ⑤ 傾き、ひび割れ、ぐらつきがないか？ [適合・ 不適合]



写真出典：(一財)日本建築防災協会「あなたの周りは大丈夫？今すぐブロック塀等の点検を！～安全なブロック塀等を目指して～所有者のみなさまへ」

問合せ▶ 困建築住宅課指導係 (☎内線1255・1256・1257)



2月
20日

男女共同参画推進講座

「働く女性のライフステージと健康」と題し、株式会社ライフサカス代表取締役の西部沙緒里さんによる講演がオンラインで行われました。参加者の皆さんは、働く女性の健康問題について理解を深め、当事者・支援者としての心構えを学びました。



2月
21日

企業版ふるさと納税感謝状贈呈式

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社から、企業版ふるさと納税制度による初めての市への寄附があり、感謝状贈呈式を行いました。寄附金は、寄附企業の意向により、スマイルパーク運営事業に活用します。



2月
27日

地域づくり講演会

「社会課題・地域課題に向き合うひとたち」と題した講演会がオンラインで行われ、小山市市民活動センター長の結城史隆さんが、実例を交えて講演しました。参加者の皆さんは、市民活動の意義や人となることがの重要性について学びました。



2月
22日

大切にに使わせていただきます

私募債発行企業(株式会社カリフォルニア堅果)と株式会社群馬銀行のご厚意により「ぐんぎんSDGs私募債」の発行に伴う寄附をいただきました。寄附金は、私募債発行企業の意向により産業振興事業に有効活用します。



2月
23日

皆さんの安全と安心を守ります

安中消防署で市消防団本部・第14分団第1部消防団車両配車式が行われました。配車式では、日本消防協会から贈呈された消防団活動車と、市で更新した可搬消防ポンプ付軽4WD小型消防車がお披露目されました。



2月
17日

連携協定先からの物資提供

大塚製薬株式会社、群馬ヤクルト販売株式会社から、新型コロナワクチン集団接種会場の業務従事者へスポーツ飲料や野菜ジュースの提供がありました。市が包括連携協定を結んでいる企業に支援を募ったところ、両社から提案があり実現したものです。ご協力に感謝します。

－ 公立碓氷病院に脳神経外科を開設しました －

公立碓氷病院では、令和4年1月に新たに脳神経外科外来を開設しました。高崎総合医療センター(旧国立高崎病院)から医師を派遣していただき、第1・3・5週の木曜日の午後に診療を行っています。今まで遠方に通院されていた人も、地域で診療を受けることができるようになりました。今後も、高崎総合医療センターと連携を進め、医療の充実に努めます。

また、「話す・聞く・食べる」の専門家、言語聴覚士を配置しました。脳卒中後のリハビリ、摂食・^{えんげ}嚥下のリハビリなどに対し、さまざまなスタッフと連携を取り、皆さんの援助ができる体制が整いました。



新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年4月から発熱外来を開設し、現在も継続しています。また、PCR検査機器を導入し、できるだけ早く結果をお伝えできるよう努めています。

新型コロナウイルスワクチン接種は、電話のほか、24時間対応のインターネットでの予約も行っています。職員一同、新型コロナウイルス感染症への対策をさらに進められるよう努力しています。

今後も皆さんに寄り添い、安心して受診できる公立病院を目指します。



▲碓氷病院
ホームページ

問合せ▶公立碓氷病院総務企画課(☎385-8221)

news

市民活動表彰

－ 受賞者の皆さんおめでとうございませう！ －

2月3日(木)に市民活動の表彰を行いました。今年度は、環境美化、国際交流に貢献した次の2つの団体の功績をたたえ、表彰しました。

市民活動表彰制度は、長年にわたり公益的な市民活動を自主的に行っている団体・個人を表彰するものです。

○仲町寿クラブ(環境美化分野)

松井田仲町の中山道沿いと松井田高校の通り沿いに一年を通じて花苗を植え、地域の人や中山道を歩く人の目を楽かせています。毎月資源リサイクルにも取り組んでいます。

○安中市国際交流協会(国際交流分野)

市内で暮らす外国人のために、日本語教室をはじめ、市民と交流するイベントや日本の文化を体験する教室などを行い、外国人が生活しやすい環境づくりに努めています。

※受賞団体の詳しい活動内容などは、市ホームページからご覧いただけます



▲安中市国際交流協会



▲仲町寿クラブ

困地域創造課市民協働係(☎内線1027)



生涯学習だより

集会所実施事業の受講生を募集します

八城集会所(松井田町八城441)

教室「講師(敬称略)」	実施日
手芸教室 「中山光枝」	毎月第1、第3月曜日 午前9時30分～
舞踊教室 「粕川ヒロ子(大多摩流)」	毎月第1、第3木曜日 午後2時～
書道教室 「増田文子」	毎月第1、第3月曜日 午後1時30分～
生花教室 「仲百美子(池坊)」	毎月第2、第4火曜日 午前9時30分～

下増田集会所(松井田町下増田2056-7)

教室「講師(敬称略)」	実施日
手芸教室 「中山光枝」	毎月第2、第4月曜日 午前9時30分～
舞踊教室 「君波道子(西川流)」	毎月第1、第3水曜日 午後3時～
書道教室 「増田文子」	毎月第2、第4月曜日 午後1時30分～
詩吟教室 「藤巻明子」	毎月第1、第3火曜日 午後1時30分～

※新型コロナウイルス感染症の状況により、中止となる場合があります

募集人数▶各教室とも25人 受講費用▶無料(材料費などは除く)

受付期間▶4月4日(月)～11日(月)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日を除く)

開講日時▶新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開講日時は未定ですが、決まり次第、受講申込者に連絡します。

申込み・問合せ▶☎生涯学習課生涯学習係(☎内線2246)

令和2年度人権作品集「おもいやり」 標語 小学1年生

○安中小学校

みんなともだち なかよくあそんで またあした
真下 妃乃
じゅんばんこ まもってけんかはしたくないね
内田 綾太

○原市小学校

きみいろ わたしいろ
みんなで手をつなげば にじのいろ 清水 詩
あそぼうよ たのしい気もちは せかいでいっしょ
山田 爽翔

○磯部小学校

さかせよう だれもがもっている やさしさのたね
小山 權李
みつけよう みんなのいいところ ほめあおう
櫻井 日向

○東横野小学校

大せつなのは やさしい気もち おもいやり
大野 梨央
もじもじとしているあの子 さそってなかよし
佐藤 巧都

○碓東小学校

こえをかけよう 手をつなごう
みんなでなかよく あそぼうよ 小山 莉緒
ありがとう そのひとことで えがおさく 武田琥生我

○秋間小学校

ありがとう ごめんね すなおに出来る あき小の子
相川 凜花
みんなともだち きみのえがおで みんなもえがお
関口 英佑

○後閑小学校

やめようよ じぶんがされて いやなこと
神澤 竜
てをつなごう みんななかよく いいえがお
福嶋百愛璃
あいさつは なかよしの だいいっぱい 日高亜衣菜

○松井田小学校

ともだちに やさしくしたら いいきもち
尾方 美友
いろんなこと みんなといっしょだと たのしいな
上原 怜桜

○臼井小学校

みんなもってるよ すなおな気もち 出してみよう
上原 帆稀
ともだちの ころのたから さがしてみよう
原田麻緒里

○西横野小学校

だいじょうぶ? いっしょにいるよ げんきをだして
中山珠未玲
どうしたの みんななかよし いじめなし
浦野 優香

○九十九小学校

ひとことで ころポカポカ ありがとう
山田 礼愛

○細野小学校

おはようの あさのあいさつ 気もちいい
浅川 正弥
ぼくたちは けんかをしない なかまたち
吉田 幸矢



男女共同参画推進委員会

第133回

区会・自治会の「男女共同参画」を
一歩一歩推進しよう

安中市男女共同参画推進委員会委員

渡部 桂一



私は、男女共同参画推進委員会委員に委嘱されたとき、「男女共同参画」の言葉に強く心を動かされました。戦後生まれの私は、日本国憲法の「男女平等」理念の大切さを学び、今日まで人生を歩んできました。男女平等を実質的に実現するためには、公的、私的を問わず、あらゆる分野において性別にかかわらず、あきらめずの参加・参画、すなわち「男女共同参画」がきわめて重要であると書物に述べられていました。私は、「男女共同参画社会」の実現が、「男女平等社会」の実現に結びつくと解釈しました。

私は区長会の一員として、代表区長を務めております。安中市には101の行政区があり、101名の区長が地元の自治会などの協力を得ながら、地域の皆様と市の橋渡し役を務めております。現在、101名の区長のうち、女性はわずか3名と少なく、男性主体の区長会体制となっております。国の男女共同参画基本計画では、自治会長の女性の占める割合を10%とする目標を掲げていますが、令和3年の安中市区長会の実態は、残念ながら大幅に下回っております。

ーリレー・エッセイー

ります。群馬県男女共同参画計画では4%の目標を掲げていますが、県全体でも0.8%と低く、全国最下位の状況です。

当推進委員会においても、議題の中で「自治会等における女性の参画促進」が取り上げられました。委員から「区長は名誉職で男性の間での順番制、でも家族の形態も変わり、回らなくなった。女性を含めて区長を選ぶ必要がある」との意見がありました。

区会・自治会における「男女共同参画」をいかに推進するか。少子高齢化、過疎化による人口減少、また「単独世帯」が急増し「大家族世帯」が減少するという世帯構造も勘案し、5年先の将来を見据えた区会・自治会の取組を具体的に示し、「男女共同参画」を基本とした協議・決定する仕組みづくりが必要です。多様化する地域課題の解決に積極的に取り組むことで、地域に暮らす多様な人材(年齢差を越えて男性、女性、そして外国の人等)の参加・参画が図れます。そして「自治会等における女性の参画促進」に繋がるものと確信しております。

私は目標達成するためには、「過去に学び」「現在を知り」「未来を創る」、前向きな区会活動が必要であると考えております。「諦めずに頑張った先に、初めて成果がある」。尊敬する友人からのメッセージを力に、区会としての「男女共同参画」推進に取り組んでいきます。区長をはじめ、市民の皆様、目標達成を目指し、共に一歩一歩推進しましょう。

問合せ▶困地域創造課市民協働係(☎内線1027)

安中市消費生活センターからのお知らせ

困ったときは、ご相談ください

消費生活センターでは、消費者からの相談や苦情について、専門の相談員が問題解決のためのお手伝いを行います。

- ・断り切れずに、訪問業者と高額な契約をしたけど、解約したい
- ・不審なメールや荷物が届いたが、どうしたらよいか など

訪問販売や商品の購入、サービスの利用に伴って事業者との間に生じたトラブルや疑問、不審な点があるときは、一人で悩まずに、お気軽にご相談ください。

また、契約トラブルや悪質商法の被害にあわないように、要望に応じて出前講座を実施していますので、ぜひ、ご利用ください。



(消費者庁イラスト集より)

相談方法

電話または来所で相談をお受けします。

本年4月からメール(電子申請)でも相談を受け付けますが、回答までに数日かかります。詳細は、市ホームページの消費生活センターをご確認ください。

相談できる人

市内在住の本人から相談をお受けします。本人からの相談が難しい場合は、家族などの関係者の相談もお受けします。

相談できないもの

- 価格の妥当性や事業者の信頼性に関する相談
- 相隣関係や個人間のトラブルに関する相談
- 事業者や個人事業主からの事業に関する相談
- フリマアプリなどの個人間売買に関する相談
- 事業者に対する指導や調査の要望など

利用案内

所在地▶困駐車場南側の2階建て建物

電話番号▶☎38212228

相談時間▶午前9時～午後4時30分(土日・祝日、年末年始は除く)





令和4年
安中市学習の森 ふるさと学習館春季企画展

文学・芸術の中の安中

「文学・芸術の中の安中」開催
長きに渡って人々から親しまれてきた
古典文学・芸術作品の中には当時の安中
や松井田が描かれているものがありま
す。「万葉集」「前田慶次道中日記」



令和3年度
文化財愛護ポスター



優秀賞

西横野小学校5年
金田 恵菜 さん

「謡曲 鉢木」など、古代から幕末にか
けて創作された安中と縁のある作品を、
その背景とともに紹介します。

展示期間▼
4月29日(金・祝)～7月4日(月)

展示場所▼
学習の森ふるさと学習館 市民ギヤラ
リー

観覧料▼無料
※常設展示の観覧には別途入館料(一般
100円)が必要です

開館時間▼午前9時～午後5時
(入場は午後4時30分まで)

休館日▼毎週火曜日(5月3日を除く)、
5月6日(金)、11日(水)～13日(金)

※感染症の状況により会期は変更・中止
になる場合があります。お出かけの際は
ホームページ(下記2次元コードからア
クセス可能)で最新の情報をご確認くだ
さい

問合せ▼
学習の森ふるさと学習館
(☎027-382-7622)

▶ 学習の森 生涯学習施設 8月の利用予約について

8月の生涯学習施設の利用予約を5月
1日(日)から受け付けます。密集を避
けるため、5月1日(日)は電話のみで
受付します。5月2日(月)以降は通常
どおり電話または窓口へ直接お申し
込みください。

※1団体での独占を避けるため、5月
1日(日)の受付分については1回の電
話で1件までの予約とします

※新型コロナウイルス感染症の状況
により受付日程などが変更になる場
合は、ホームページ(右記2次元コード
からアクセス可能)でお知らせします

受付開始日

5月1日(日)～

受付時間

午前9時～午後5時

休館日

毎週火曜日(5月3日を除く)

※5/6(金)、11(水)、12(木)、13(金)は
休館です

予約受付番号

☎027-382-7622

(学習の森 ふるさと学習館)



▲学習の森ホームページ

問合せ▶安中市学習の森 ふるさと学習館 午前9時～午後5時(入館・ミュージアムショップは午後4時30分まで)
安中市上間仁田951 Tel. 027-382-7622 mail: furusato@city.annaka.lg.jp
【4月の休館日】4/5(火)、4/12(火)、4/19(火)、4/26(火)、4/27(水)、4/28(木)

令和4年度市税等納期限一覧表

納期限	市 税					介護保険料 (普通徴収)	医療保険料 (普通徴収)	後期高齢者 医療保険料 (普通徴収)	国民年金保険料 ※1…1年前納 ※2…6箇月前納 ※3…2年前納
	都市計画税 固定資産税	軽自動車税 (種別割)	市県民税 (普通徴収)	国民健康 保険税 (普通徴収)	市県民税 (普通徴収)				
令和4年	5月 2日(月)								※1…令和4年4月分～ 令和5年3月分 ※2…令和4年4月分～ 令和4年9月分 ※3…令和4年4月分～ 令和6年3月分
	5月31日(火)	1期	全期						令和4年4月分
	6月30日(木)			1期					令和4年5月分
	8月 1日(月)	2期			1期	1期	1期		令和4年6月分
	8月31日(水)			2期	2期	2期	2期		令和4年7月分
	9月30日(金)	3期			3期	3期	3期		令和4年8月分
	10月31日(月)								※2…令和4年10月分～ 令和5年3月分
	10月31日(月)			3期	4期	4期	4期		令和4年9月分
	11月30日(水)	4期			5期	5期	5期		令和4年10月分
	12月26日(月)			4期	6期	6期	6期		
令和5年	1月 4日(水)								令和4年11月分
	1月31日(火)				7期	7期	7期		令和4年12月分
	2月28日(火)				8期	8期	8期		令和5年1月分
	3月31日(金)								令和5年2月分
	5月 1日(月)								令和5年3月分

※口座振替の人は、各納期限の前日までに口座残高の確認をお願いします

※公的年金からの天引き(特別徴収)に該当している人は年金支給時に差し引かれます



小中学校の統合について

4月から、松井田地区の小中学校が統合されます。

統合前	→	統合後(4月～)
・松井田東中学校 ・松井田南中学校	→	・松井田中学校 (位置: 旧 松井田東中学校)
・松井田小学校 ・臼井小学校 ・九十九小学校	→	・松井田小学校 (位置: 旧 松井田小学校)



市民 INFORMATION

インフォメーション

人口と世帯	日本人住民		外国人住民	
	男	女	男	女
安中地域	21,259	21,793	236	284
松井田地域	5,959	6,232	56	71
合計	27,218	28,025	292	355

合計 55,890人 世帯数 24,729 (令和4年2月末日現在)



浅川 みどり さん
(郷原)



佐藤 幸 さん
(鷲宮)



小此木 つね さん
(松井田町人見)

次の皆さんが、100歳を迎えられました。これからも元気にお過ごしください。



100歳

おめでとうございます

おしらせ

取引または証明に使用している「はかり」は、2年に1回の定期検査を受検することが計量法で義務づけられています。安中市は今年度が受検年度です。忘れずに検査を受けましょう。

特定計量器(はかり)の定期検査について

問合せ▼
 本秘書政策課政策推進室
 (☎内線1014)

変更前 (3月31日まで)	→	変更後 (4月1日から)	主な業務内容
生涯学習課 文化施設係 図書館係	→	生涯学習課 文化センター係	文化センター業務 および 安中市図書館業務全般
	→	生涯学習課 文化会館係	文化会館業務 および 松井田図書館業務全般

機構改革に伴う係などの変更について
 4月1日から、次の表のとおり変更します。

問合せ▼
 困北側車庫棟
 (☎内線1207)

この定期検査に代わる計量士による検査を受ける方法もあります。

○当日は検査手数料が必要です。
 ○はかりと一緒に分銅・おもり・電池・電源アダプターなども持参してください。

その他▼

日時	場所
4月14日(木) 午前10時～午後3時	松南側車庫棟
4月15日(金) 午前10時～午後3時	安中公民館
4月18日(月) 午前10時～午後3時	原市公民館
4月19日(火) 午前10時～正午	岩野谷公民館
4月20日(水) 午前10時～午後3時	困北側車庫棟

定期検査日程・場所▼

○観光農園・農産物直売所などで販売に使用するもの
 ○その他取引・証明に使用するもの

○学校・幼稚園・保育園・病院などで健康診断に使用するもの
 ○病院・薬局・診療所などで調剤に使用するもの

検査対象のはかり▼
 ○商店・工場などで取引に使用するもの

あんなか スマイルキッズ!

「広報あんなか」に子どもの写真とコメントを掲載してみませんか。詳しい内容は、市ホームページをご覧ください。



元気にのびのび育ってね!



いとう りおな
伊藤 梨央奈 ちゃん

市役所[㊦]、[㊧]、各地区の公民館・生涯学習センターに、「しみの声」を投稿できるポストを配置しています。
皆さんのご意見などをぜひお聞かせください。

恵みの湯・峠の湯の 「熟年特別割引券」を 発行します

「恵みの湯」と「峠の湯」が共通利用できる「熟年特別割引券」を発行します。希望する対象者の皆さんは直接発行窓口で交付を受けてください。
※令和4年度の熟年特別割引券は4月1日(金)から申請ができます
対象者▼
本市に住民登録がある70歳以上の人
※令和4年度中に70歳に到達する人は、誕生日以降に申請してください
割引内容▼
○恵みの湯・220円
※通常入館料520円(3時間以内)
○峠の湯・300円
※通常入館料600円(3時間以内)
割引券▼
有効期限内に合計利用回数が12回まで使えるスタンプ式カード
※1人に年間1枚を交付(再交付や追加交付はできません)
※割引券は、本人のみ使用できます
有効期間▼令和5年3月31日(金)
発行窓口▼
○恵みの湯フロント
○峠の湯フロント

㊦ 本高齢者支援課長寿支援係
㊧ 松住民福祉課健康介護係

※申請の際に保険証、免許証、マイナンバーカードなど本人確認ができるものを提示してください(休館日または閉庁日には発行できません)
問合せ▼
恵みの湯
(☎385-1126)
峠の湯
(☎380-4000)

㊦ 高齢者支援課長寿支援係
(☎内線1182)

㊧ 松住民福祉課健康介護係
(☎内線2152)

安中市6次産業化 支援事業について

6次産業化とは、農業経営者が農林水産業(1次産業)から加工(2次産業)および流通販売(3次産業)に取り組み、経営の多角化を進めることです。こうした取組は経営の向上や地域の活性化につながることが期待されます。市では6次産業化に取り組みようとしている市内の農業経営者などに対し、農林産物加工品の開発および販路開拓に係る取組を支援しています。

補助対象者

○本市に住所を有し、市内で農業を営む個人
○本市に所在し、市内で農業を営む団体など

○その他市長が特に必要と認める人
補助対象事業▼
年度内に事業を完了でき、国や県の類似の補助を受けていないこと。

○「商品の開発および試作」7万円以内(係る費用の2分の1以内)
○「施設整備」100万円以内(係る費用の3分の1以内)
○「備品購入」30万円以内(係る費用の2分の1以内)

受付期間▼4月1日(金)～
※申込枠がなくなり次第、受付終了
交付までの流れ▼
事前相談↓補助金交付申請書の提出↓事業内容審査↓交付決定↓実績報告↓確定通知↓補助金交付

申請についての事前相談

事業内容や計画のわかる資料などを用意し、電話で予約のうえ、事前相談にお越しください。

6次産業取組事例

・減農薬栽培の果物をドライフルーツとして加工し、販売。
・自社で栽培した大豆を使用した納豆の開発とブランド化。

問合せ

㊦ 農林課農林振興係
(☎内線2612)



地域おこし協力隊 活動報告 Vol.39



▲公式SNS

皆さん、こんにちは。地域おこし協力隊の能代です。移住してから7か月が経ち、安中市での生活にも慣れてきました。

現在、鉄道文化むらで、入園ゲート、売店やミニSL、あぶとくんの乗り場係員、トロッコ列車の車掌をはじめイベントの企画をしています。

また、日々の業務の合間を見つけて、イベントに向けた車両調査や修繕なども行っています。実際に走っていた車両なので、修繕作業などをすると手袋や作業着がオイルや鉄で真っ黒になります。

車両の修繕作業は大変ですが、お子様も楽しめる体験イベントをたくさん企画し開催したいと思いますので、今後の鉄道文化むらにご期待ください。



公共下水道 接続促進補助金について

快適な生活環境づくりを進めるため、次の条件に該当する下水道接続工事を行う場合には、補助金を交付しています。

申請方法など、詳細についてはお問い合わせください。

対象工事▼

くみ取り便槽または浄化槽を廃止して下水道に接続する工事（現在使用中の浄化槽を廃止することが条件です）。

補助対象▼

次のすべての要件に該当すること

○公共下水道排水設備等工事計画確認申請書を提出した人

○供用開始後、3年以内に工事を完了し、検査を受けて下水道に接続する人

○市税および受益者負担金の滞納がない人

補助金額▼対象の工事1件につき、

25,000円

問合せ▼

☎下水道課庶務係

(☎内線3131)

合併処理浄化槽への転換補助金を増額します

令和4年度から、くみ取り便槽から合併処理浄化槽へ転換(切り替え)を行う際の補助金を増額します。単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換を行う場合と同様に、宅内配管補助金および撤去費補助金が加算され、最大39万円の増額となります。基数には限りがありますので、合併処理浄化槽への転換を検討されている人は早めの申請手続きをおすすめします。

申請方法など、詳細についてはお問い合わせください。

受付期間▶令和5年1月31日(火)まで

補助金額▶

人槽区分	補助金額 (限度額)	補助金額の内訳		
		設置費補助金	宅内配管補助金	撤去費補助金
5人槽	722,000円	332,000円	300,000円 (限度額)	90,000円 (限度額)
6~7人槽	804,000円	414,000円		
8~10人槽	938,000円	548,000円		

既存の単独処理浄化槽を雨水貯留槽に再利用する場合は、撤去費補助金の対象です。また、宅内配管補助金、撤去費補助金の各工事費が限度額を下回った場合は、その金額(千円未満は切り捨て)が補助金額となります。

注意事項▶

○予算額に達し次第、受付を終了します。

○工事着工後の申請は受け付けすることができません。

○市の他の補助金制度と、補助対象となる箇所を重複して申請することはできません。

○公共下水道供用開始区域、事業計画区域および秋間みのりが丘地域は補助金の対象外です。

問合せ▶☎下水道課庶務係(☎内線3135)



催し

安政遠足
子どもミニ遠足を
開催します



- 日時▼5月8日(日)
- 小学生低学年スタート…午前9時(予定)
 - 小学生高学年・中学生スタート…午前9時15分(予定)
- コース▼
- 小学生低学年(武家長屋前→二葉幼稚園前折返→文化センター)
 - 小学生高学年・中学生(武家長屋前

→二葉幼稚園前折返→労金前折返→文化センター)

対象者▼

市内在住・在学の大会当日に小学1年生～中学3年生の児童・生徒

参加費▼無料

定員▼150人(先着順)

※定員になり次第、締め切ります

申込方法▼

所定の申込書に必要事項を記入し、**☒**スポーツ課スポーツ振興係へ持参してください。

申込期間▼4月11日(月)～20日(水)

※新型コロナウイルスなどの影響で、中止になる場合があります

※仮装審査はありません

問合せ▼

☒スポーツ課スポーツ振興係
(☎38212500)



募集

県営住宅

4月定期募集のご案内

入居資格▼現在住宅に困っている人(連帯保証人不要、単身での申込可)

※その他、収入制限などがあります

※詳しくは募集案内または

県住宅供給公社ホームページ

をご覧ください



あんなかスマイルパーク通信 Vol.7

4月は新年度のスタートです。スマイルパーク運営事務局では、令和4年度も1年をとおしてたくさんのイベントを計画しています。寄せ植え、科学、陶芸教室や星空観察、夏祭り、音楽祭など、楽しいイベント盛りだくさんです。さらにパーク内の畑で収穫祭、採れた農作物を使ってのおもてなしも企画します。各イベントの詳細は、広報紙でお知らせしますので楽しみにしててください。

春の緑に囲まれたスマイルパークへ遊びに来てください。

◇イベントスケジュール：予定(運営事務局主催)

- ・4月24日(日) 「防災講演会」
- ※2月13日(日)から延期
- ・5月3日(火・祝) 「春の寄せ植え教室」
- ・毎週金曜日 午前9時～ 「ラジオ体操」
- ・毎月第2、第4土曜日 午前10時～ 「竹細工教室」
- ※各イベントの詳細などについては、お問い合わせください
- ※新型コロナウイルス感染症の影響により、中止や内容変更となる場合があります



▲市ホームページ

あんなかスマイルパーク

問合せ▼

あんなかスマイルパーク
(☎380-2525)

所在地・間取り・募集戸数・家賃▼

募集案内をご覧ください。

入居可能日▼当選後、入居資格審査の結果、承認され次第個別に案内

申込期間▼4月1日(金)～15日(金)

申込方法▼所定の申込用紙

申込用紙・募集案内配布場所▼

県住宅供給公社(前橋市紅雲町)、県民

センター(群馬県庁2階)、県土木事務

所、県保健福祉事務所、**☒**・**☒**など

(土日・祝日を除く)

※県住宅供給公社では、土曜日にも配布

します

その他▼

入居者は公開抽選で選定します。

※市内の住宅(原市第一・第二団地、

下磯部団地、二軒在家団地)について

は、申込みを随時受け付けています。

空き状況など、詳しくはお問い合わせ

ください

問合せ▼

県住宅供給公社(住宅政策課)

(☎027122315811)

(FAX: 027122319808)



講座・教室

子育てサポーター養成講座

安中市ファミリー・サポート・センター

ターで開催している子育てサポーター養成講座を今年度も開催します。全10講座からなる講座で、1講座からでも参加できます。内容・時間割などの詳細はお問い合わせください。

日程▼

5月12日(木)・13日(金)

6月1日(水)・2日(木)

時間▼午前9時30分～

(10分前にはご着席ください)

会場▼

あんなかスマイルパーク 多目的室

(原市1990-1)

※新型コロナウイルスなどの影響で、中止になる場合があります

問合せ▼

問合せ▼

安中市ファミリー・サポート・センター

(☎080-7718-1467)

(水曜除く平日午前9時～午後5時・

土曜午前9時～午後3時)

Mail: Annaka-hidamari@kem.biglo

ber.ne.jp

手話言語条例制定から5年目を迎えます

市は、平成29年9月に制定した手話言語条例に基づいて、手話への理解を普及させるためさまざまな取り組みを行っています。

今回はその中のひとつ、手話講座を紹介します。

講座では聴覚障害のある「ろう講師」が手話を表し、それを手話通訳が読み取り受講生に言葉で伝えます。受講生は覚えた手話や身振りなどを、ろう講師とコミュニケーションをとることで手話を身につけていきます。



今後も手話講座などを通じて、市民が共に生きる地域社会の実現を目指していきます。

※広報あんなか5月1日号から手話コーナーの連載が始まります

問合せ▶ 福祉課障害福祉係 (☎内線1154)

新型コロナワクチンの小児(5~11歳)接種医療機関の追加について

4月から、アミヤ医院を追加した次の医療機関で、新型コロナワクチンの小児(5~11歳)接種を行います。

医療機関名	住所(電話番号)
アミヤ医院	原市1431-3(☎385-1511)
おにかた医院	下後閑1635(☎385-1351)
ながしま小児科	下磯部1019-1(☎382-6063)
藤巻医院	松井田町松井田556 (☎393-1324)

(50音順)

(3月14日時点)

なお、接種は強制ではなく、希望される人のみが受けることができます。

※接種日などは、各医療機関へお問い合わせください

※接種に関する詳細は、市ホームページをご確認ください

問合せ▶

健康づくり課ワクチン接種対策室 (☎内線1640)



健康

健康通信

新年度を迎える4月、環境が変わる人は多いのではないのでしょうか。このような時期は、心と身体にも変化が起きやすくなります。

睡眠は心と身体の健康を守るために大切な要素です。忙しいと睡眠時間が短くなることもあります。睡眠の質が良くなるような工夫を心がけましょう。

その一つが入浴です。就寝前に一時的に体温を上げ、就寝時に体温が下が

ることで質の良い睡眠となります。

入浴のタイミングは就寝の2~3時間前が理想です。自分の体調や好みに合わせて温度などを調整しましょう。

問合せ▼

健康づくり課予防係

(☎内線1172)



行事カレンダー

4月1日▶5月15日

日曜日	行事名	日曜日	行事名	日曜日	行事名
4月		20 水		8 日	●安政遠足侍マラソン大会 武家長屋前スタート 8:00~
1 金		21 木			●子どもミニ遠足 武家長屋前スタート 9:00~
2 土		22 金		9 月	
3 日		23 土		10 火	
4 月		24 日		11 水	
5 火		25 月	●第5回農業委員会総会 [団]201会議室 13:30~	12 木	
6 水	●春の全国交通安全運動(~15日)	26 火		13 金	
7 木		27 水		14 土	
8 金		28 木		15 日	
9 土		29 金・祝	●ふるさと学習館春企画展 「文学・芸術の中の安中」(~7月4日)		
10 日		30 土			
11 月	●安中市長選挙期日前投票(~16日) [団・松] 8:30~20:00	5月			
12 火		1 日			
13 水		2 月			
14 木		3 火・祝			
15 金		4 水・祝			
16 土		5 木・祝			
17 日	●安中市長選挙投票日 市内49投票所	6 金			
18 月		7 土			
19 火					

※毎週月曜日は市民交通安全日、毎月1日は県民交通安全日です
※新型コロナウイルスの影響で中止になる場合があります

**本市民課
休日窓口開設日**
4月3日・17日 5月1日・15日
午前8時30分~正午
業務内容
○住民票の写しの交付
○戸籍謄本・抄本の発行
○印鑑証明書の発行
○その他市民課取扱各種証明書の発行

令和4年春の全国交通安全運動

運動期間 4月6日(水)~4月15日(金)

交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(日)

年間スローガン 「大丈夫！」 自己の過信が 事故招く
サブスローガン ちいさなて きづいて ぼくがわたります

運動の目的

広く県民に交通安全思想と正しい交通ルール・マナーの普及・浸透を図り、交通事故を防止すること。

運動の重点

- 子供を始めとする歩行者の安全確保
- 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上
- 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保



令和3年度交通安全ポスターコンクール
小学校低学年最優秀賞
磯部小学校3年(当時) 塩原 京汰

休館のご案内

あんなかスマイルパーク 4/5・12・19・26
5/2・6・9・10・11
恵みの湯 4/5・19 5/6
峠の湯 4/1・2・12・26 5/10
鉄道文化むら 4/5・12・19・26 5/10
文化センター(※は図書館のみ休館です)
4/5・12・19・26・28※
5/3・4・5・6・10
文化会館 4/4・11・18・25・30 5/2・9

碓氷川熱帯植物園 4/5・12・19・26 5/6・10
スポーツセンター(※は温水プールのみ休業です)
4/4・11※・18・25※
5/2・6・8・9・10
学習の森(※はふるさと学習館のみ休館です)
4/5・12・19・26・27※・28※
5/6・10・11・12・13
いきいき長寿センター 4/4・11・18・25
5/2・6・9・10・11・12

※新型コロナウイルスの影響で、臨時休館の場合があります。詳しくは各施設へお問合せください



相談案内 4月1日▶5月15日

相談内容	場所・日時	予約・問合せ
行政相談	☎ 4/7・21 5/12 9時～11時30分 ☎ 4/4 5/2 13時30分～16時	☎ 市民相談室(☎内線 1207)
無料法律相談	☎ 4/1・15 5/6 13時～16時	要電話予約 ☎ 市民相談室(☎内線 1207)
人権相談	☎ 4/21 13時30分～15時30分 ☎ 4/15 13時30分～15時30分	☎ 市民相談室(☎内線 1207)
家庭児童相談 (電話相談・面接相談)	月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時	要電話予約 ☎ 子ども課(☎382-8005)
健康相談 (生活習慣病・育児・栄養相談など)	☎ 月～金曜日(祝日を除く)	要電話予約 ☎ 健康づくり課(☎内線 1174)
妊婦健康相談 (母子手帳交付)	☎ 月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～16時30分	要電話予約 ☎ 健康づくり課(☎内線 1174)
消費生活相談	消費生活センター(☎ 敷地内) 月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時30分	消費生活センター(☎382-2228)
無料税務相談	☎ 4/7 5/2 13時～16時	要電話予約 ☎ 税務課(☎内線 1061)
障害者相談 (知的・身体障害者相談)	☎・☎ 月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時15分	☎ 福祉課(☎内線 1155)
精神障害者相談	月～土曜日(祝日を除く)10時～18時	ヌアリーベ(☎380-5385)
青少年相談 (電話相談・面接相談)	☎ 青少年センター 月・火・水・金曜日 (祝日を除く) 9時～14時	要電話予約 ☎ 青少年センター(☎393-4777) メール相談(seishonen@city.annaka.lg.jp)
介護相談・認知症相談 (電話相談・面接相談)	月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～16時	要電話予約 ☎ 高齢者支援課(☎内線 1189) ☎ (☎内線 2156)
成年後見制度に関する相談	☎・☎ 月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時15分	要電話予約 ☎ 高齢者支援課(☎内線 1188) ☎ 福祉課(☎内線1155)
成年後見制度専門職相談	地域福祉支援センター 4/1 5/6 13時30分～15時30分	要電話予約 権利擁護センター(☎382-8397)
配偶者・恋人などからの暴力 (DV・デートDV)に関する相談	月・火・木・金曜日(祝日を除く) 9時～16時	安中市 DV 電話相談(☎329-6646)
生活困窮に関する相談 (生活支援相談窓口)	月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時30分	要電話予約 ☎ 福祉課(☎内線 1191)
ひきこもりに関する相談	月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時	要電話予約 ☎ 福祉課(☎内線 1191)
若者就職活動個別相談 (安中出張サポートステーション)	☎ 4/5 10時～12時	要電話予約 ぐんま若者サポートステーション (☎027-233-2330)
心配ごと相談	地域福祉支援センター 4/14 5/12 9時～11時30分	地域福祉支援センター(☎382-8397)
交通事故相談	安中交通安全協会 月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時	要電話予約 安中交通安全協会(☎382-0211) (会員対象)

※新型コロナウイルス感染症の影響により、相談日時が変更および中止になる場合があります

給水管修理当番業者 (4月1日～5月15日)

上水道の給水管の修理は、業者で行っていますので漏水などの修理は、その日の当番業者にお申し込みください。修理代は実費です。【安中市管工事協同組合 ☎385-4401】

4月		5月	
1日 14・26・18	17日 15・8・18	1日 23・25・4	
2日 10・11・22	18日 13・1・22	2日 9・24・17	
3日 20・21・5	19日 14・26・5	3日 16・19・18	
4日 23・25・3	20日 10・11・3	4日 12・2・22	
5日 9・24・6	21日 20・21・6	5日 15・8・5	
6日 16・19・7	22日 23・25・7	6日 13・1・3	
7日 12・2・4	23日 9・24・4	7日 14・26・6	
8日 15・8・17	24日 16・19・17	8日 10・11・7	
9日 13・1・18	25日 12・2・18	9日 20・21・4	
10日 14・26・22	26日 15・8・22	10日 23・25・17	
11日 10・11・5	27日 13・1・5	11日 9・24・18	
12日 20・21・3	28日 14・26・3	12日 16・19・22	
13日 23・25・6	29日 10・11・6	13日 12・2・5	
14日 9・24・7	30日 20・21・7	14日 15・8・3	
15日 16・19・4		15日 13・1・6	

業者名	TEL	業者名	TEL
1 (株)群馬水工	382-9433	14 (株)半田組	385-8374
2 (有)入沢電気商会	382-1609	15 (有)福美商事	381-0293
3 (有)内堀設備工事	393-0157	16 (有)松本住設	385-6278
4 (有)黒須設備工業	381-1148	17 (株)茂木設備	381-6616
5 群栄工業(株)	393-1012	18 (有)山田タイル工業	381-0075
6 児玉工業(有)	393-3118	19 (株)ヤマハチ・クボニワ	381-0435
7 (有)佐藤商店	395-2323	20 (株)ユタカ	385-7647
8 佐藤燃料(株)	381-1111	21 オオカワラ住器	382-1987
9 (有)渋谷設備	381-1262	22 (株)反町備工	384-2058
10 (有)ジーワイ燃設	382-2891	23 第一設備工業(有)	385-8769
11 (有)須藤工業	388-1178	24 (株)フェニックス	382-5262
12 (有)武美工業	382-5061	25 (株)白坂工業	382-4710
13 (有)田中工作所	385-4126	26 サトウ住設	382-5612

ダンボールコンポストを 無料配布します



家庭から出る生ごみの減量とリサイクルの促進を目的として、ダンボールコンポストのモニターを募集します。

ダンボールコンポストとは、ダンボールと母材(土壌改良剤)を使った生ごみ処理器のことです。生ごみを投入して混ぜることで、微生物の力で生ごみが分解され、熟成させると、堆肥として活用できます。一般的なコンポストと比べて、家庭で手軽に使うことができますので、興味がある人はぜひお試しください。



▲ダンボール(縦約35cm×横約40cm×高さ約40cm)と母材、説明書を配布します。

応募条件

対象者▶

市内在住(1世帯につき1つまで)で、①または②を満たす人

- ①使用後の結果や感想についてのアンケートに協力していただける人
- ②使用の経過をSNS(ツイッター・インスタグラムなど)で発信できる人

配布開始日▶5月2日(月)(予定)

※予約は4月1日(金)から受け付けます

配布場所▶

環境政策課または 総務管理課まで直接お越しください。

200箱
限定
先着順



▲生ごみの中に入れて、しっかり混ぜます。

問合せ▶ 環境政策課環境推進係 (☎内線1883)

広告

広告

広告

広告

*広告内容については、広告主に直接お問い合わせください